

## 電力広域的運営推進機関の業務規程及び送配電等業務指針の変更の認可について

### (趣旨)

平成28年6月10日付けで電力広域的運営推進機関（以下、「広域機関」という。）より経済産業大臣に対して業務規程及び送配電等業務指針の変更の認可申請があり、同日付けで経済産業大臣から意見の求めがあったところ、当該認可申請に係る電力・ガス取引監視等委員会（以下、「委員会」という。）としての回答について御確認いただく。

### 主なポイント

#### 1. 手続きの流れ

広域機関が業務規程を変更しようとする場合、電気事業法第28条の41第3項に基づき、経済産業大臣の認可を受けなければならないこととされている。経済産業大臣は、業務規程の変更の認可申請を受けた場合、同法第66条の10第5項の規定に基づき、委員会の意見を聴取する。

また、広域機関の送配電等業務指針の変更については、電気事業法第28条の46第1項に基づき、経済産業大臣の認可を受けなければ効力を生じないこととされている。業務規程の場合と同様に、経済産業大臣は、送配電等業務指針の変更の認可申請を受けた場合、同法第66条の10第5項の規定に基づき、委員会の意見を聴取する。

#### 2. 変更の主な内容

変更の主な内容は、以下のとおり。

- ・ 地域間連系線の運用にあたり、電力系統の緊急時等に備え、広域機関が管理する容量である「マージン」の定義の変更。
- ・ 連系線整備費用負担者の容量登録の扱いの追記
- ・ 「系統情報公表の考え方」の変更に伴う、公表する需給関連事項の追記

#### 3. 認可申請に係る意見

変更内容について、適正な電力取引の確保の観点から評価した結果、特段の問題はないと評価されるため、委員会として当該認可を行うことに異論がない旨を回答することとしたい。

以 上